

疾病第 1040 号
長福第 518 号
令和 6 年 9 月 6 日

県内各高齢者福祉施設 管理者 殿

茨城県保健医療部疾病対策課長
茨城県福祉部長寿福祉課長

高齢者福祉施設における結核対策について

平素より、本県の介護・高齢者福祉行政の推進について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、県内の介護老人保健施設において結核の集団感染が発生し、類似の施設に対する注意喚起のため、別添のとおり公表いたしました。各施設におかれましては、下記を参考に結核対策の徹底をお願いいたします。

記

1 結核とは

- ・結核は結核菌による感染症です。
- ・主に結核患者の咳などのしぶきと共に排出される結核菌を吸い込むことで感染します。
- ・2023 年に国内で 10,096 人が結核患者として診断され、そのうち 7,135 人 (71%) が 60 歳以上の高齢者でした。
- ・結核の初期の症状は風邪と似ています。痰のからむ咳・微熱・倦怠感が 2 週間以上続く職員・利用者がいる場合は、早めに医療機関を受診させてください。

2 健康観察の実施と早めの医療機関受診について

- ・高齢者は免疫力や身体機能の低下から、結核に罹患しても咳・微熱・痰等の特徴的な症状が現れにくいため、日常の健康観察を実施し、継続する体調不良（食欲低下・体重減少等）が認められた場合、早めに医療機関を受診させてください。

3 定期健康診断の実施及び保健所への報告について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 2 の規定により、下表のとおり該当する施設においては、対象者に対して結核に係る定期の健康診断を行うことが義務付けられています。また、同法第 53 条の 7 の規定により、施設を管轄する保健所に対して定期の健康診断の結果を報告する義務があります。

結核を早期に発見し、集団感染を防ぐために、定期の健康診断及び保健所への報告を確実に実施してください。

実施義務者	対象者	実施時期
介護老人保健施設長	業務に従事する者	毎年度
社会福祉施設（※）長	業務に従事する者	毎年度
	65歳以上の入所者	65歳に達する日の属する年度以降、毎年度

※社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設

第1号：生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設

第3号：老人福祉法に基づく養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

第4号：障害者総合支援法に基づく障害者支援施設

第5号：削除

第6号：売春防止法に基づく婦人保護施設

参考情報

- ・介護現場における感染対策の手引き 第3版 厚生労働省老健局
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>
- ・介護職のあなたにこれだけは知って欲しい「結核のこと」 (公財) 結核研究所
https://jata.or.jp/dl/pdf/outline/support/Care_worker_color.pdf
- ・高齢者施設・介護職員対象の結核ハンドブック (公財) 結核研究所
https://jata.or.jp/dl/pdf/outline/support/taisaku_kaigo_handbook.pdf

県内保健所連絡先

水戸市保健所	029-305-6290	中央保健所	029-241-0100
ひたちなか保健所	029-265-5515	日立保健所	0294-22-4188
潮来保健所	0299-66-2114	竜ヶ崎保健所	0297-62-2161
土浦保健所	029-821-5342	つくば保健所	029-851-9287
筑西保健所	0296-24-3911	古河保健所	0280-32-3021

本通知に関するお問い合わせ先

茨城県保健医療部疾病対策課 感染症対策室

TEL：029-301-3233 E-mail：yobo5@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県福祉部長寿福祉課 介護保険指導・監査担当

TEL：029-301-3343 E-mail：chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp